

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	川口市 後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

公表日

令和8年8月18日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	川口市は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、県内全市町村と共に、当該区域内のすべての市町村が加入する埼玉県後期高齢者医療広域連合(以下、「広域連合」という。)を設立している。広域連合では、後期高齢者医療の被保険者(75歳以上、障害認定を受けた方は65歳以上)を認定し、医療に関する給付を行い、保険料率の決定、保険料の賦課を行う。川口市では、後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。また、附帯事務として、資格確認書等の引渡し、各種給付申請の受付、転入などの加入や資格喪失の届出の受付、納付相談事務等を行っている。 1. 資格・賦課関連業務 ① 75歳年齢到達、転入、障害認定等の資格取得 ② 転出、死亡等の資格喪失 ③ 氏名・世帯変更、転居等の資格変更 ④ 生活保護受給開始等による適用除外 ⑤ 資格確認書等の交付 ⑥ 資格確認書等の再交付、回収 ⑦ 住民基本台帳情報・所得課税情報の広域連合への連携事務と広域連合からの情報の取得 ⑧ 簡易申告書、所得照会書の送付・入力 ⑨ 保険料徴収方法を決定し、保険料関係書類の送付 ⑩ 保険料の減免に関する申請を受付、減免額の通知 2. 給付関連業務 ① 各種給付申請、葬祭費支給、振込口座等の受付・入力 ② 第三者行為・レセプト開示請求等の受付 3. 収納管理関連業務 ① 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険料の収納情報の管理 ② 過納金もしくは誤納金が生じた場合、還付・充当通知書の出力、納付義務者への通知 ③ 高齢者の医療の確保に関する法律、地方税法に基づき、納期限までに完納しない納付義務者に対し督促状の送付 ④ 高齢者の医療の確保に関する法律、地方税法、国税徴収法に基づき、保険料の滞納者に対し、納付交渉、催告、調査、滞納処分等 ⑤ 電話による納付勧奨
③システムの名称	・後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。) ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町村に設置される窓口端末で構成される。 ・後期高齢者医療市町村システム

2. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療事務ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の85項 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの ※注…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川口市 保健部 高齢者保険事業室
②所属長の役職名	高齢者保険事業室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月25日	I 関連情報－3個人番号の利用－法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） 第9条第1項 別表第1の59項 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令（※注）で定めるもの ※注…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第46条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） 第9条第1項 別表第1の59項 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令（※注）で定めるもの ※注…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第46条	事後	番号法の改正による変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長	高齢者保険事業室長 藤田 利幸	高齢者保険事業室長 渡部 浩一	事後	人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－①部署	健康増進部	保健部	事後	部署名の変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	高齢者保険事業室 渡部 浩一	高齢者保険事業室長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	Ⅱしきい値判断項目－1対象人数－計数日時	平成27年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値判断の再実施による変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	Ⅱしきい値判断項目－2取扱者数－計数日時	平成27年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値判断の再実施による変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年12月26日	Ⅰ 関連情報－1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	(略) ⑤ 短期被保険者証・資格者証の交付 ⑥ 被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定 (略)	(略) ⑤ 資格確認書等の交付 ⑥ 資格確認書等の再交付、回収 (略)	事後	番号法の改正による変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年12月26日	Ⅰ 関連情報－3.個人番号の利用－法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1の59項 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの ※注…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第46条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表の85項 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同条第5項の事業の実施に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの ※注…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条	事後	番号法の改正による変更であり、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	Ⅱしきい値判断項目－1対象 人数－計数日時	令和2年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	しきい値判断の再実施による 変更であり、重要な変更には 該当しない
令和7年12月26日	Ⅱしきい値判断項目－2取扱 者数－計数日時	令和2年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	しきい値判断の再実施による 変更であり、重要な変更には 該当しない
令和7年12月26日	Ⅳリスク対策－8.人手を介在 させる作業	—	項目追加	事後	評価書の様式変更であり、重 要な変更には該当しない
令和7年12月26日	Ⅳリスク対策－11.もっとも優 先度が高いと考えられる対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更であり、重 要な変更には該当しない